

【ユーラシア】ユーラシア特許庁（EAPO）の手数料値上げと規則改正

2026年2月1日施行

EAPO は、発明および工業デザインの出願等に適用される庁手数料の値上げと特許規則の改正を実施しました。

1. 手数料の値上げ

ほとんどの手数料が 7%~25%程度、値上げされました。

特許に関する庁手数料比較 金額単位：ルーブル

手数料項目	旧料金	新料金	値上率	備考
出願（単一手続き）	65,000	70,000	約 7%	調査・公開等を含む
超過クレーム料 （6~20 クレーム）	6,500/クレーム	7,000/クレーム	約 7.7%	21 クレーム以上 7,500 51 クレーム以上 8,000
優先権回復	28,000	30,000	約 7%	
早期公開	2,400	2,500	約 4%	
実体審査（単一発明）	65,000	70,000	約 7.7%	
実体審査 （独立クレーム加算）	38,000	40,000	約 5%	3 個以上 25,000/独立クレーム
特許付与・公告	42,000	45,000	約 7%	
補正（審査前）	9,500	10,000	約 5%	
補正（審査開始後）	19,500	20,000	約 2.5%	
EAPO の決定に対する 異議申し立て	48,000	50,000	約 4%	
特許付与に対する異 議申し立て	65,000	70,000	約 7.7%	
権利回復	35,000	70,000	100%	
OA 応答期限延長 （12 か月延長）	134,000	268,000	100%	最大 24 か月まで延長可能
OA 応答期限延長 （24 か月延長）	459,000	918,000	100%	

2. 特許に関する規則改正

1) 手続期限の延長制限

これまで無制限に申請可能であった手続期限の延長は、最大 24 か月までに制限されました。

また、延長手数料は 100%の値上げとなりました。

延長手数料は月毎の累進方式により算定され、最初の 2 か月は 4,000 ルーブルです。

3 か月から 12 か月目までは前月額に 4,000 ルーブルを加算（4,000 ルーブル/月）します。

13 か月目以降は加算額が 5,000 ルーブル/月となります。

2) 特許公報への掲載による開示

特許公報への掲載により開示された内容は、グレースピリオドの対象外であることが明記されました。

3) 特許不適格性の対象の拡大

以下の発明は特許の対象となりません。

- ・ヒトのクローン作製方法およびヒトのクローン
- ・ヒト生殖細胞系の遺伝的完全性を改変する方法
- ・産業上または商業上の目的でのヒト胚の利用

4) 他国で実施された特許調査の情報提供

同一特許ファミリーに関して、他国で実施された特許調査の情報を、EAPO が出願人に請求できることになりました。